



2026年2月25日

各 位

会 社 名 株式会社マネジメントソリューションズ  
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 高橋 信也  
(コード番号：7033 東証プライム)  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 玉井 邦昌  
(TEL. 03-5413-8808)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年3月27日開催予定の当社第21回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本年2月25日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図り、また、取締役会が業務執行の決定権限を広く取締役に委任することが可能となることで、経営の意思決定の迅速化を図り、更なる企業価値の向上を図るため、本年3月27日開催予定の当社第21回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の定めにより、取締役会決議によって取締役の責任を一部免除できる規定を新設するものであります。取締役の責任の一部免除に関する定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能になるよう、条項新設、削除を行うものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年3月27日(金)
定款変更の効力発生日	2026年3月27日(金)

以 上

【別紙】定款変更の内容

\* 下線部は変更部分

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
<p>(商号)</p> <p>第1条 <u>当社</u>は、株式会社マネジメントソリューションズと称し、英文では、Management Solutions Co., Ltd.と表示する。</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 <u>当会社</u>は、株式会社マネジメントソリューションズと称し、英文では、Management Solutions Co., Ltd.と表示する。</p>
第2条～第3条 (条文省略)	第2条～第3条 (現行どおり)
<p>(機関)</p> <p>第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(削除)</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 <u>当社</u>の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 <u>当会社</u>の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第7条 (条文省略)	第6条～第7条 (現行どおり)
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利<u>意外</u>の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利<u>以外</u>の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>

現行定款	変更案
第9条～第10条 (条文省略)	第9条～第10条 (現行どおり)
<u>(自己の株式の取得)</u>	(削除)
第11条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	
第3章 株主総会 第12条～第15条 (条文省略)	第3章 株主総会 第11条～第14条 (現行どおり)
第16条 (条文省略) 2 会社法第309条2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の <u>3分の2</u> 以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	第15条 (現行どおり) 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の <u>3分の1</u> 以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
第17条 (条文省略)	第16条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役は、5名以内とする。 (新設)	第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第17条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、5名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2 (条文省略) (新設)	第18条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u>
3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (新設)	4 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 5 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

現行定款	変更案
<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(任期) 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えないものとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)  第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約)  第27条 (新設)</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会  (員数)  第28条 当会社の監査役は4名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第23条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)  第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)  第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: right;">(削除)  (削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役の実員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第28条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 計算</p> <p>第36条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計算</p> <p>第31条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第<u>37</u>条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第<u>38</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第<u>32</u>条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>3 前項にかかわらず、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第<u>33</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>2 未払の配当金には利息を付さない。</u></p>